

NATO 諸国の例から見る非核保有国による核抑止への貢献

横田 大地

はじめに

1945 年 8 月、2 発の核兵器が米国によって日本に対して初めて実戦で使用され、それ以来今日に至るまで核兵器を実戦で使用されることはなく、日本は唯一の被爆国としていまだにあり続けている。しかしながら、米国やロシアを始めとした世界には複数の核保有国が存在し、時が経過するごとにその保有国が増加していく状況である。このような情勢の中、核保有国の核兵器による核抑止という概念がこれまで存在しており、これからも存在するであろうことは予想される。さらに、核保有国の核兵器による抑止力を非核保有国へ提供する拡大核抑止も存在しており、我が国もこの例に漏れることはない。

我が国では、非核三原則と呼ばれる基本的な政策を堅持し、「核を保有しない」ことについての方針は今後も変化しないとしている¹。また、核拡散防止条約 (Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: NPT) にも批准しており、国際的にも核は保有しないことに責任を有しているとともに、唯一の被爆国として「核兵器のない世界」の実現に向けた国際的な取組を主導すると明示している²。一方で、前述のとおり、世界、特に我が国周辺においては多くの核保有国が存在している。我が国は、核を含む米国による拡大抑止の提供を含む日米同盟の抑止力と対処力を強化することで、他の核保有国等に対して核抑止を担保している³。

しかしながら、昨今、世界的なパワーバランスに崩れが生じており、米国の一極体制とは言えない状況にある。その中でまた、我が国周辺には米国による核抑止を必要とする対象と考えられる国は少なくとも以下の 3 か国、ロシア、中国、北朝鮮が存在する。万一核が我が国に対して使用された場合、例え日米安全保障条約に基づき同盟関係にある米国であっても、米国本土への報復というリスクを受容しつつ核による報復を我が国のため

1 『国家安全保障戦略について』2022 年 (令和 4 年) 12 月 16 日、国家安全保障会議決定、同日閣議決定、6 頁。

2 同上、15 頁。

3 同上、20 頁。

に実施できるのか、という拡大抑止の信頼性については、いかなる措置をもってしても 100% 確実なコミットメントの信頼性を立証することは困難である。また、通常兵器のみを保有する非核保有国として米国が提供する核抑止への貢献や役割が不明確な部分が現存する。

ここでステファン・フリューリング (Stephan Frühling) らは、北大西洋条約機構 (NATO) の例において、同盟国が新しい環境に適応するための同盟の能力を形成する地理的な境界、技術的、政治的事務におけるエスカレーションを、マネージメントするための準備と努力を必要とするとしており、非核保有国を含むすべての NATO 加盟国が必要な準備と努力を必要とすることが述べられている⁴。

同様に、米国の覇権が崩れつつある安全保障環境の中、米国が保有する核兵器による拡大抑止の信頼性を高めるには、一方的に抑止を提供されるだけではなく、我が国は周辺国の核兵器による脅威が存在する中、核兵器を保有せず対応することが求められている。そこで、我が国のような通常兵器しか保有していない非核保有国が、実際にこの核抑止にどのように貢献し、どのような役割を有しているか、という点は非常に重要な視点である。しかしながら、核抑止における非核保有国がどのように貢献及び役割を果たしているかについて主たる焦点を当てた研究は非常に少ない。

したがって、本稿では、特に拡大核抑止が体系的に組織されている NATO の事例を主として分析し、「核抑止における非核保有国の貢献や役割がどのようなものであるか、またはどのように認識されているのか」について導出を試みる。本稿は、次のように構成される。第 1 節では NATO 及び米国をはじめとする核政策を分析・整理する。第 2 節ではこの結果に基づき、NATO において個別具体的に、非核保有国がどのように核抑止に関わっているかを分析検証する。第 3 節では、それら分析検証した結果について「核抑止の中での非核保有国の貢献や役割」について導出する。

1 NATO 及び米国等の核政策

本節では、NATO 及び米国等の核政策について整理する。

⁴ Stephan Frühling and Andrew O'Neil, "Alliances, Nuclear Weapons and Escalation," Stephan Frühling and Andrew O'Neil eds., *Alliance, Nuclear Weapons and Escalation: Managing Deterrence in the 21st Century*, ANU Press, 2021, p. 1.

(1) NATO の核政策

現在の NATO の核政策は、二つの文書すなわち、すべての同盟国によって合意されている「2022 Strategic Concept」及び「2012 Deterrence and Defence posture Review」に基づくものとしている⁵。2022 年の 6 月 29 日及び 30 日、「2022 Strategic Concept」は、スペインのマドリッドで開催された NATO の首脳会議で決議された。「2022 Strategic Concept」の、冒頭では、NATO の核能力の基盤的目的は、平和を維持し、強制を防止し、侵略を抑止することであり、核兵器が存在する限り NATO は核同盟 (Nuclear Alliance) を存続させる旨、記載されている。また、NATO の目標はすべてにとってより安全な世界を作ることであり、NATO は核兵器なしによる世界の安全保障環境を構築することを探求している旨、記載されている⁶。さらに、これらの目的を達成するために、後に詳述するが米国が保有する核兵器の欧州前方展開や「Dual Capable Aircraft (DCA)」といった核政策について説明がある⁷。昨今、ロシアによるウクライナ侵攻について明示的に「侵略」でありロシアを明確に非難している部分が大きな変更ではあるが⁸、基本的に「2022 Strategic Concept」の内容は、「2010 Strategic Concept」を踏襲する形で具現化されており、特に核政策に関する抜本的な変更はみられない。

NATO 同盟国内における核保有国は米国、英国及びフランスの三か国であり、「2022 Strategic Concept」にもこの三か国による核の役割について記載されている⁹。NATO の戦略核戦力は、その多くを米国の核戦力に依存しており、英国及びフランスは独自の戦略核戦力をもって、自国の抑止の役割を果たすとともに同盟全体の安全保障に対して重要な貢献を実施していくこととされている。また NATO の核抑止の態勢は、欧州に前方展開する米国の核兵器及び関係同盟国の貢献に依存し¹⁰、NATO における核兵器は、通常戦力とミサイル防衛 (Ballistic Missile Defense: BMD) とともに、NATO の全体的な能力を構成し、これらを適切に組み合わせることが抑止と防衛の信用性を確保するとしている¹¹。

⁵ North Atlantic Treaty Organization (hereafter NATO), *Factsheet: NATO's Nuclear Deterrence Policy and Forces*, July 6, 2022, www.nato.int/cps/en/natohq/topics_50068.htm.

⁶ NATO, *NATO 2022 Strategic Concept*, June 2022, p. 1.

⁷ *Ibid.*, paras. 28-29.

⁸ *Ibid.*, p. 1.

⁹ *Ibid.*, para. 29.

¹⁰ *Ibid.*

¹¹ *Ibid.*, para. 20.

NATO の核抑止の態勢の独特な点は、「核共有 (Nuclear Sharing)」がある。この「核共有」は、NATO 内において、核抑止に係る利益、責任及びリスクを同盟国全体に共有することを目的としている。そして、「核共有」は NATO の同盟における抑止及び防衛態勢の中心とされる¹²。現在、公表はされていないが、ハンス・クリステンセン (Hans Kristensen) による調査では米国は欧州の各国に B-61 戦術核爆弾を合計約 100 発配備していると見積られている¹³。そして、これらの欧州に前方展開された B-61 戦術核爆弾は、各種紛争において核任務が必要とされ、実行することになった場合は、NATO 同盟国の航空機によって運搬・投下されることになる。この、欧州に前方展開された米国保有の核兵器を運搬する航空機は、通常兵器と核兵器を使用できることから「Dual Capable Aircraft (DCA)」と呼ばれ NATO の核任務に参加している¹⁴。DCA は 2 つの任務を有し、一つは、日々の空中警護及び戦闘支援といった通常航空戦力としての提供、二つ目は、核計画グループ (Nuclear Planning Group: NPG) と呼ばれる核政策協議体制による政治的な決定に基づき、求められた場合に核兵器を展開することである¹⁵。その他、この DCA を支援するために 7 カ国の非核保有国による通常戦力による航空支援を通じて NATO の核任務を支援する「SNOWCAT (Support of Nuclear Operations With Conventional Air Tactics)」と呼ばれるプログラムがあるがこれについては第 2 節で詳述する。

なお、この「核共有」は、同盟国の核抑止、関連する政治的責任及び決心プロセスの共有であることから「核兵器の共有」ではないとされ、NPT を遵守する義務を果たすため取られた政策とされている¹⁶。また、先ほど述べた NPG については、1966 年の設立以来、NATO の重要な組織であり、核抑止について協議するための協議の場を設定するものである。NPG は、NATO の核政策の発展と実行に関して責任を有しており同盟の核政策の見直し等を実施するが、それには核兵器、通信、情報システムの安全性や生

¹² NATO, *Factsheet: NATO's Nuclear Sharing Arrangements*, February 2022, www.nato.int/nato_static_fl2014/assets/pdf/2022/2/pdf/220204-factsheet-nuclear-sharing-arrange.pdf.

¹³ Hans Kristensen, "NNSA Removes F/A-18F Super Hornet from Nuclear Bomb Fact Sheet," *Federation of American Scientists*, December 15, 2021, fas.org/blogs/security/2021/12/fa-18_removed-from-fact-sheet/.

¹⁴ NATO, *Factsheet: NATO Nuclear Sharing Arrangements*.

¹⁵ Ibid.

¹⁶ Ibid.

存性が含まれる。なお、NPG には、参加を辞退しているフランスを除きすべての NATO 加盟国で構成されている¹⁷。

表 1 米国の B-61 戦術核爆弾の欧州配備状況 (2021 年 12 月時点)

配備国	基地	弾頭数 (推定)
ベルギー	クライネ・ブローゲル	B-61-3/4 15 発
ドイツ	ビューヒェル	B-61-3/4 15 発
イタリア	ゲーディ	B-61-3/4 15 発
	アヴィアーノ	B-61-3/4 20 発
オランダ	フォルケル	B-61-3/4 15 発
トルコ	インジルリク	B-61-3/4 20 発

(出所) Kristensen, “NNSA Removes F/A-18F Super Hornet From Nuclear Bomb Fact Sheet”を元に筆者作成。

このように、NATO の核政策は、米国の拡大核抑止を根幹とし、核保有国、非核保有国を問わず、NATO 内の同盟国全体を巻き込んだ、システムチックな組織として成立しており、同盟国に対する核の脅威に対して抑止力を構築しようと試みている。

(2) 米国の核政策

現在の米国の核政策は、「Nuclear Posture Review 2022 (NPR2022)」に基づいている。NPR は、1994 年に初めて米国により発表されて以来、2002 年、2010 年、2018 年に次いで、バイデン政権下で 2022 年 10 月に発表された「NPR2022」が 5 回目となる¹⁸。「NPR2022」では、冒頭で、核兵器は、米国の軍事力のどの要素も置き換えることのできない独自の抑止力を提供し続けるとして核兵器による抑止効果の重要性を強調するとともに、侵略を抑止し、現在の安全保障環境における安全保障を維持し、直面する脅威に対応すべく核戦力を維持する旨、記述されている¹⁹。また、核兵器が存在する限り、核兵器の基本的な役割は、米国とその同盟国及びパー

¹⁷ NATO, *Factsheet: NATO Nuclear Deterrence*, February 2020, www.nato.int/nato_static_fl2014/assets/pdf/2020/2/pdf/200224-factsheet-nuclear-en.pdf.

¹⁸ 「米国の『核態勢の見直し (NPR)』の公表について (外務大臣談話)」外務省、2022 年 10 月 28 日、www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_005683.html。

¹⁹ Office of the Secretary of Defense (USA), *Nuclear Posture Review 2022*, October 27, 2022, p. 1.

トナー国に対する核攻撃を抑止することとしている²⁰。さらに、核兵器は核攻撃だけではなく、他の戦略レベルの攻撃を抑止するためにも必要であると結論付けている²¹。

米国の核政策の中で、核兵器にかかる実戦力の構成として「核の三本柱」すなわち、潜水艦発射弾道ミサイル (SSBN)、大陸間弾道ミサイル (ICBM) 及び空中発射式巡航ミサイル (ALCM) を運搬する戦略爆撃機の配備は継続するとともに、近代化のためにも取り組んでいく旨、記述されている²²。

「核の三本柱」の他に、非戦略核兵器として米国が保有する核兵器には欧州に前方展開する B61 戦術核爆弾があり、自国の F-15E の他にも NATO 同盟国が保有する DCA と組み合わせ使用される「核共有」に基づいている。今後、米国は老朽化しつつある F-15E の代替機として、F-35 に対して核能力を組み込み、欧州への前方展開能力を付与する計画がある。そして、この核の前方展開は欧州と北米における政治的及び軍事的なつながりを提供するものとみなしている²³。

このように、米国は自国の「核の三本柱」を中心に、自国への核抑止と同盟国に対する拡大抑止を提供するとともに、NATO 同盟国とともに戦略核戦力及び DCA といった前方展開する核能力の近代化に努めることで安全保障上の約束を果たす旨、明示している²⁴。

このように、米国は、NATO と核政策について整合性を図り、NATO 全体として協力体制を構築する等して、「核共有」に基づく DCA といった具体的な対応策を明示的に講じていることが分かる。

(3) NATO の核政策における英国及びフランスの関係

本節の 1 項でも述べたとおり、英国とフランスも NATO 内における核保有国である。「2022 Strategic Concept」では、英国及びフランスは独自の戦略核戦力をもって、自国に対する核の脅威に関する抑止の役割を果たすとともに同盟全体の安全保障に対して貢献することが示されている²⁵。二国とも、冷戦以来米国の膨大な核戦力に比較して、その基本戦略は最小限抑

²⁰ Ibid., p. 9.

²¹ Ibid., p. 8.

²² Ibid., p. 20.

²³ Ibid., pp. 14, 20-21.

²⁴ Ibid., p. 14.

²⁵ NATO, *NATO 2022 Strategic Concept*, para. 29.

止 (もしくは最小報復戦略) であり、英仏の核兵器の役割は事実上米国の核戦力の補完であると見方がある²⁶。

英国は、米国とともに最も早い段階から核を共同運用するとともに、1952 年に最初の核実験を行って以来、核兵器を保有している。現在では、ヴァンガード級 SSBN とトライデント SLBM の組み合わせで NATO における核抑止を構成している²⁷。NPG の観点からいえば、英国は米国とともに核任務の実施権限がある。核任務の承認に関しては NPG 構成国 (すなわち、フランスを除く NATO 全加盟国) による全会一致であるものの、最終的な任務の実行権限は米国大統領及び英国首相の手中にある²⁸。

フランスは、本節の 1 項で触れた NPG と呼ばれる核政策協議体制に参加していない。NPG はフランス以外の NATO 同盟国がすべて構成国となっており²⁹、フランスの核政策の独自性を示している。フランスは NPT 成立以前から核開発をすすめ、米国がフランスや欧州が必要な場合、即座に米国が核兵器を使用する保証がないとして独自核開発を進めていた。そして核兵器の独立性を確保するという観点から NATO にとどまりつつも独自性を強め、1966 年 NATO 軍事委員会から脱退するとともに同年設立の NPG にも参加していない³⁰。その後、2009 年 4 月に軍事委員会へ復帰している。

2 非核保有国による核政策への関わり

前節では、NATO の他、同盟国内の主要な核保有国の核政策特に NATO との関係について確認した。本節では、確認した核政策の中で、非核保有国が密接に関連する政策等について、非核保有国が具体的に NATO の核政策にどのように関わっているかを整理する。特に、非核保有国の関わりが強いと見られる「核共有」、「SNOWCAT」及び「BMD」について詳細を確認する。

(1) 核共有 (Nuclear Sharing)

前述のとおり、NATO は核兵器が存在する限り、核同盟を保持するとともに同盟国は NATO による核抑止を保証するために必要なすべての措置を

²⁶ 小川伸一、菊地茂雄、高橋杉雄「冷戦後の核兵器国の核戦略」『防衛研究所紀要』第 3 巻第 1 号、2000 年 6 月、33-34 頁。

²⁷ 同上、34 頁。

²⁸ NATO, *Factsheet: NATO Nuclear Sharing Arrangements*.

²⁹ *Ibid.*

³⁰ 岩間陽子『核の一九六八年体制と西ドイツ』有斐閣、2021 年、244-251 頁。

取り続ける、という政策を選択してきた³¹。そして、2022 年 6 月、NATO の首脳会議で決議された「2022 Strategic Concept」でも、まったく同様のことが示されている³²。

このような NATO の核政策を達成するためにあるユニークな制度が「核共有」である。NATO の「核共有」は、同盟国内により、核抑止に係る利益、責任及びリスクを同盟全体に調整する「核共有」アレンジメントにより実施されている。そして、NATO は、「核共有」が同盟の抑止及び防衛態勢の中心であることを明示している。現在「核共有」を具現する兵器は米国が保有する B-61 戦術核爆弾であり、これは欧州各地に備蓄される形で所在しており、NATO が紛争において核任務を実行することになった場合に、これが使用されることになる³³。また、この B-61 戦術核爆弾は、DCA により運搬され、同盟国によるその他通常戦力の支援を得ることになっている³⁴。

NATO の核抑止は、欧州に展開されている米国の核兵器と同盟国によって提供される支援能力とインフラによって信頼を確保していることを NATO は明示しており、非核保有国による核抑止への貢献を NATO 内で求めていることを示している³⁵。展開された米国の核兵器による「核備蓄」と必要時に備蓄された核兵器を運搬・投下する DCA は直接見える形で、NATO の核抑止のための米国の拡大核抑止に対して、非核保有国が関わりを有していると考えられる。

もう一つ重要な「核共有」制度を支えるものがフランスを除くすべての NATO 加盟国からなる NPG であり、核兵器に係る通信、情報システムの安全性及び生存性等を含む核政策の見直し等を実施する³⁶。また、NATO における核任務の実施の決定もこの NPG にあり、NPG の承認に基づき米国大統領と英国首相の権限で実行する³⁷。政治的に NATO の核態勢は、この NPG が決定し、これは NATO 内の多国間における協議や調整に関する手順を進化させたものである³⁸。特に、NATO 核任務の実施に当たり、初め

³¹ NATO, *Factsheet: NATO Nuclear Deterrence*.

³² NATO, *NATO 2022 Strategic Concept*, p. 1.

³³ Ibid.

³⁴ Ibid.

³⁵ NATO, *Factsheet: NATO Nuclear Deterrence*.

³⁶ Ibid.

³⁷ NATO, *Factsheet: NATO Nuclear Sharing Arrangements*.

³⁸ Alexander Mattelaer, "Nuclear Sharing and NATO as a 'Nuclear Alliance,'" Frühling and O'Neil, *Alliance, Nuclear Weapons and Escalation*, p. 123.

に NPG 構成国で承認が得られることが必要であり、非核保有国としてその意思が反映できる場が制度として存在していることが分かる。

一方で、「核共有」による欧州に備蓄された核兵器は、前述の通りあくまでも米国保有のものであり、例え戦時になったとしても米国の同意なしに NATO 諸国がこの核兵器を使用することはあり得ない。同盟国側には、この核兵器使用に係る拒否の自由はあるが、米国なしに使用する自由はない。米国の拡大抑止に依存する NATO 諸国は最終的な米国の意思決定に及ぼす影響力には限界があるという意見もある。また、この核兵器は脅威が自国に及んだ場合にその脅威を排除するために使用することで、自国に重大な被害が想定され、現実的には軍事的な意味合いよりも政治的シンボルとしての意味合いが大きいと評価される場合もある³⁹。ただし、「核共有」に関して、欧州への備蓄された核兵器の使用に関して、非核保有国を含む NPG 構成国による合意が必要であることは事実であり、意思決定に非核保有国が一定程度関与することが可能である。また、自国の被害をも念頭に置いたコンセプトという非常に強い意思を内外に示すことも可能である。

このように、「核共有」というユニークな制度には、「核備蓄」、「DCA」及び「NPG」構成国として非核保有国がその意思を示すために必要な環境が存在しているとともに、非核保有国として一定の貢献や役割を果たす状況が作られていることが理解できる。

(2) SNOWCAT

本項では、「SNOWCAT (Support of Nuclear Operations with Conventional Air Tactics)」と呼ばれるプログラムについて確認する。「核共有」は、前述のとおり、米国の核兵器 (B-61 戦術核爆弾) をいくつかの NATO 加盟国に前方展開し、核兵器を前方展開された国が紛争生起時に、自国の DCA 航空機によって運搬及び投下することを想定したシステムである⁴⁰。一方で、「SNOWCAT」は、「核共有」参加国とは異なり、NATO 加盟国であるが核兵器を実際に扱うことは想定されてはならず、加盟国のうち有志の 7 か国 (チェコ、デンマーク、ギリシャ、ハンガリー、ノルウェー、ポーランド及びルーマニア) によって実施されているプログラムである⁴¹。

³⁹ 岩間『核の一九六八年体制と西ドイツ』337-343 頁。

⁴⁰ Center for Arms Control and Non-Proliferation, *Factsheet: U.S. Nuclear Weapons in Europe*, August 18, 2021, armscontrolcenter.org/wp-content/uploads/2021/08/NATO_NSNW_factsheet.pdf.

⁴¹ Ibid.

2019 年 9 月、ノルウェーのオスロで開催された核フォーラムにおいて、当時 NATO の事務次長であったローズ・ゴッテモエラー (Rose Gottemoeller) は、「欧州に前方展開している米国の核兵器を支援するために、同盟国は能力と基盤を提供している。さらに、DCA はこの努力の中心であるが、その他支援による貢献は重要であり、核の負担共有調整を支援するために同盟国の数を増やすことを可能にしている。この素晴らしい例が「SNOWCAT」と呼ばれる任務であり、これはもし核任務が求められたならば、同盟国の戦闘機が DCA を護衛するというものである。NATO は、常に、同意のもとで核の負担共有調整の協力と参加の拡大への可能性を追求している。」と述べている⁴²。なお、「SNOWCAT」に参加する国家は、DCA の護衛の他、空中給油、敵の防衛網の制圧及び搜索救難等の支援を提供する任務もある⁴³。

NATO には例年開催される Steadfast Noon と呼ばれる訓練がある。これは「SNOWCAT」を実施するチェコやポーランドの通常戦力たる戦闘機が、核兵器を搭載可能な DCA の周囲を警戒及び護衛することで、非核保有国が NATO の核抑止に貢献することを含む演習である。2017 年はベルギーのクライネ・ブローゲル航空基地及びドイツのバーチェル航空基地の 2 か所で開催され、核保有国たる米国と英国の他、DCA としてベルギー、ドイツ、イタリア及びオランダの航空機が参加しており、さらに局地的な護衛・警戒役としてチェコのグリペン (Gripen) 戦闘機とポーランドの F-16 戦闘機が参加していたことが知られている⁴⁴。クリステンセンは、今後も他の NATO の同盟国が「SNOWCAT」のプログラムに参加していくだろうと評価している。最近では 2021 年 10 月に Steadfast Noon が開催され⁴⁵、今回はイタリアのゲーディとアヴィアーノ航空基地で開催された。このように毎年、B-61 戦術核爆弾が前方展開されている欧州の航空基地 2 か所が開催地として選択されるのが通例となっている⁴⁶。2021 年の Steadfast Noon では、DCA やそれを

⁴² “NATO Nuclear Policy in a Post-INF World,” NATO, September 9, 2019, last updated September 10, 2019, www.nato.int/cps/en/natohq/opinions_168602.htm.

⁴³ Kurt Guthe, *NATO Nuclear Reductions and the Assurance of Central and Eastern European Allies*, National Institute for Public Policy, October 2013, p. 21.

⁴⁴ Hans Kristensen, “US/NATO Nuclear War Exercise Conducted with German, Dutch, Belgian, Italian, Czech and Polish Aircraft,” *Nukewatch*, December 28 2017, nukewatchinfo.org/us-nato-nuclear-war-exercise-conducted-with-german-dutch-belgian-italian-czech-and-polish-aircraft/.

⁴⁵ “NATO Lunches Annual Deterrence Exercise,” NATO, October 18, 2021, www.nato.int/cps/en/natohq/news_187041.htm.

⁴⁶ David Cenciotti, “NATO’s Annual Nuclear Strike Exercise Underway in Southern Europe,” *The Aviationist*, October 21, 2021, [/theaviationist.com/2021/10/21/steadfast-noon-2021](http://theaviationist.com/2021/10/21/steadfast-noon-2021).

護衛する「SNOWCAT」実施国の戦闘機の他、イタリアの早期警戒機なども参加している⁴⁷。

このような、「SNOWCAT」のような枠組みの存在意義がどのようなものであるのだろうか。これまで述べてきたように、NATO には、欧州における核兵器に関して NPG の下で、核の意志決定、核体制の維持及び核運用への集団的参加が可能であり、少なからず非核保有国の意思が含まれている。NATO 内での核の協議に関して非核保有国の信頼性を高めることで同盟内の結束を高めることが指向されていると考えられる。NATO の非核保有国は核政策への関与に少なからず興味を示しており、新たに NATO に加盟する国への核兵器の前方展開は念頭にないことやすでに前方展開されている国から引き上げることは、不平等な安全保障上の地位を意味するとして反対の声が上がった、とされている。特に、ポーランドやチェコではそのような反対する意見もあったという。東欧諸国においても、NATO の核政策は抑止の根本であり、米国の核兵器の欧州前方展開と DCA は特に重要な核政策である⁴⁸。

「SNOWCAT」という取り組みは、「核共有」そのものへのコミットメントの度合いがどれほどあるのか、という疑念が生じるのかもしれない。しかし、前述の通り *Steadfast Noon* 演習を通じてその意義が認識されている。また、ロシア国内でも本訓練は 14 の欧州の国家が参加していると報じられ、米国が戦術核の近代化のために NATO 同盟国による全力のサポートのもとに実施され NPT に違反している、というロシア国防省の批判からも、ロシアが NATO の結束に懸念を抱いていることが見られる⁴⁹。

このように、自国の安全保障の質を高める、NATO の核政策への発言力を維持するためにも「SNOWCAT」のような形で非核保有国による核抑止に貢献する方向へ働くのは、同盟ならびに拡大抑止の信頼性確保のため重要である。

⁴⁷ Ibid.

⁴⁸ Guthe, *NATO Nuclear Reductions and the Assurance of Central and Eastern European Allies*, pp. 19-21. Guthe は、2011 年エストニア国防相の意見である「NATO における核負担の分担は、同盟国間での究極のコミットメントと協調を具現化するもの」を例として挙げている。

⁴⁹ “NATO is Approaching Borders. Steadfast Noon,” *Russian News*, posted on YouTube, October 20, 2021, www.youtube.com/watch?v=Nn6IZ50u5eT.

(3) BMD

NATO の公式見解によれば、BMD は、NATO の恒久的な任務の一つであるとともに、脅威に対する同盟の対応の一部であり、統合ミサイル防衛 (Integrated Air and Missile Defense: IAMD) を構成するものである⁵⁰。また、NATO の BMD は、純粋に防御的なものであり、集団防衛に関する中核的なタスクとして貢献するものとしており、BMD 能力は通常戦力及び核抑止とともに NATO 戦略上必須の能力とされている⁵¹。NATO の BMD 能力は、いくつかの同盟国によってその能力を提供されるとともに、すべての NATO 同盟国による資産を統合したものになる。そして、強化改修された艦船、BMD 用レーダー、地上配備型ミサイル防衛システム及び高度な警戒システムといった追加的な BMD アセットの開発・取得を経たものである⁵²。

2016 年 5 月 12 日、イエンス・ストルテンベルグ (Jens Stoltenberg) NATO 事務総長は欧州・北大西洋の外からの弾道ミサイル脅威に対して、NATO 欧州の同盟国を完全に守ることを目標としている、と述べている⁵³。特に監視、情報共有及び迎撃については、NATO 各国に配備されたミサイル探知レーダーや探知により得られた情報を NATO 内に接続された指揮統制システムを通じて対応できるように構築されている⁵⁴。

このようなシステムは、2009 年 9 月 17 日、バラク・オバマ米国大統領 (当時) が欧州段階的適応アプローチ (European Phased Adaptive Approach: EPAA) について公式に発表した上で、具体的な計画に基づき整備されてきた⁵⁵。この計画により、例えば、トルコへの BMD レーダー設置、ルーマニアやポーランドへのイージス・アショアの設置、ドイツへの指揮センターの設置のような形で非核保有国を含めた NATO 同盟国内に横断的に整備が進められている⁵⁶。

⁵⁰ “Ballistic Missile Defense,” NATO, last updated November 28, 2022, www.nato.int/cps/en/natohq/topics_49635.htm.

⁵¹ Ibid.

⁵² Ibid.

⁵³ NATO, *Factsheet: NATO Ballistic Missile Defense*, July 2016, www.nato.int/nato_static_fl2014/assets/pdf/pdf_2016_07/20160630_1607-factsheet-bmd-en.pdf.

⁵⁴ Ibid.

⁵⁵ “European Phased Adaptive Approach (EPAA),” Missile Defense Advocacy Alliance, October 2018, missiledefenseadvocacy.org/missile-defense-systems-2/missile-defense-systems/policy-coming-soon/european-phased-adaptive-approach-epaa/.

⁵⁶ NATO, *Factsheet: NATO Ballistic Missile Defense*.

このように、NATO による BMD は、核保有国、非核保有国問わずに、幅広く NATO 全体で関わっていることが分かる。そして非核保有国が、NATO による BMD には大きく貢献するとともに、BMD は、拒否的抑止を担う重要な機能であると考えられる。

このような非核保有国による BMD 能力強化の必要性はどこにあるのだろうか。BMD ネットワークは、その迎撃力に完全を期すことができない。それは、戦略核攻撃能力の残存性の確保と極めて高度な迎撃能力を持つ防衛システムの配備が必要であるが、防衛に内在する本質的な課題、すなわち防衛手段が攻撃手段を見て開発されるという本質的な弱点に起因する⁵⁷。神保謙によれば、日本領土に向けたノドン 1 号の限定的な攻撃を想定した場合、パトリオットのみでは 46.6% の貫通が見込まれるが、戦域高高度地域防衛 (THAAD) と組み合わせた場合でも 33% までの損害を局限するにすぎない、ということを示ミュレーションとして示した報告もある⁵⁸。また、BMD は核兵器その他の大量破壊兵器の攻撃による大災害を緩和する唯一の手段として、米国へのダメージを抑えること、すなわち「被害限定」能力にすぎないと述べられているものもある⁵⁹。このように、BMD は発射されたすべての核兵器を迎撃することは事実上不可能であることを示唆している。

言うまでもなく米国一国では自国の BMD で打ち漏らしがある可能性があることを示しており、NATO における米国の拡大核抑止を最大限に引き出すためには、同盟国による補完が不可欠である、と言えるであろう。そのためには、広大な欧州全体を活用した BMD レーダー能力といった防空の目と、各地に配備される迎撃アセット及びそれらを効果的に結合させる指揮システムが必要となるのである。EPAA は、それを計画的に発展させる重要な計画であり、これに沿って遅れはあるものの NATO の BMD 能力を着実に向上させていることが理解できる。

加えて米軍の軍人やその家族が同盟国に所在すること、通常兵器やミサイル防衛能力を展開することで、目に見えるプレゼンスを示すこと、同盟

⁵⁷ 小川、菊地、高橋「冷戦後の核兵器国の核戦略」9-10 頁。

⁵⁸ 神保謙「弾道ミサイル防衛 (BMD) と日米同盟—日米共同研究の政策過程と同盟の『戦略調整』—」『国際安全保障』第 29 巻第 4 号、2002 年 3 月、43 頁。

⁵⁹ エリノア・スローン『現代の軍事戦略入門 (増補新版)—陸海空から PKO、サイバー、核、宇宙まで—』奥山真司、平山茂敏訳、芙蓉書房出版、2019 年、154 頁。

国自身が展開する自衛力と拒否的抑止のための能力で強化されていると述べられている研究もあるが⁶⁰、まさにその通りであるといえる。

3 核抑止の中における非核保有国の役割及び貢献

本節では、これまで確認した中で明らかになった非核保有国における核抑止に対する役割や貢献について導出する。前節では、特に非核保有国が強く関与することが可能な事項について「核共有」、「SNOWCAT」及び「BMD」について確認した。

第 1 に、「核共有」であるが、最大の特徴は米国の核兵器 B-61 戦術核爆弾が非核保有国に備蓄（あくまで所有者は米国）されており、非核保有国の保有する DCA によって核兵器を実際に運搬することにより、必要とあれば最終的に非核保有国が操縦する航空機で投下することを可能とするシステムにある。すなわち、直接核兵器が非核保有国の国内に「存在」することと「投下」という行為を非核保有国に担わせている。そこまでの手続きは、前節第 1 項でも述べたとおり、フランスを除く NPG 加盟国すべての政府による明示的な承認の後に、米国大統領及び英国首相の承認があって初めて発動される⁶¹、極めて複雑なものではある。一方このシステムは、米国の核兵器や NATO 同盟国内の非核保有国のアセットの使用を組み合わせることによって、NATO の信頼性向上に係る戦略的メッセージ発信に資するとみなすことができる⁶²。この点について NATO 自身は、米国による拡大核抑止を最も見える形にできる、と説明している⁶³。また、「核共有」は前節第 2 項で示したとおり⁶⁴、DCA 参加国に対する関心が DCA 非参加国にもあり、そして自国で核兵器を持たずとしても米国保有の核兵器が自国に存在すること自体が安心感をもたらす。さらに、核備蓄や DCA を有する非核保有国が究極的に紛争時に自国の存続を守るためには侵略する敵軍を排除するために、自国の領域に核兵器を投下するオプションがあり得るため、究極の意思つまり、極めて強い覚悟を内外に示していることにもな

⁶⁰ Jeffrey Larsen, "US Allies and Nuclear Weapons Cooperation," Frühling and O'Neil, *Alliance, Nuclear Weapons and Escalation*, p. 44.

⁶¹ NATO, *Factsheet: NATO Nuclear Sharing Arrangements*.

⁶² Mattelaer, "Nuclear Sharing and NATO as a 'Nuclear Alliance'," p. 127.

⁶³ NATO, *Factsheet: NATO Nuclear Sharing Arrangements*.

⁶⁴ Guthe, *NATO Nuclear Reductions and the Assurance of Central and Eastern European Allies*, pp. 19-21.

る。このように、「核共有」はメッセージングという観点で、米国一国による拡大核抑止を補完し、より同盟を強固にする点で意義があるといえる。

第2に、「SNOWCAT」であるが、主たる任務はDCAの任務を達成するために非核保有国の航空機により補佐することである。その最たる方法がDCAの護衛であり、DCAの任務達成に直接関与することができる。最終的には、米国による拡大核抑止を補完する形で機能するためのものともいえる。前節で述べたとおり、NATO幹部も「SNOWCAT」の重要性ならびに、核の負担共有に参加する同盟国の増加について評価している⁶⁵。つまり、NATOの核抑止に貢献するために、可能な限り多くの同盟国の参加を望んでいると考えられる。多極化する安全保障環境の中、核抑止をより効果的なものにするためには、非核保有国も積極的な参加が求められているものといえるだろう。前節で言及したが、チェコやポーランドといった国家自身が自国の安全保障を確保するために少なからずDCAに興味を示し、最大限関与することは妥当な政策であるといえるし、多くの参加国を求めるNATOと参加を希望する有志国との間における利害関係も一致しているといえる。チェコやポーランドは、毎年開催される *Steadfast Noon* に参加しており、NATOの結束強化、練度維持及びメッセージングにも寄与している。この演習は詳細が公表されていないものの、公表情報のみによってもある程度詳細に知ることができる。例えば、飛行追跡サイトでは、訓練に参加するアセットの一部が、関連のNOTAM(航空従事者への通知)で発表された制限空域内を飛行していることを知ることができ、また、主要な作戦基地の外で撮影された航空機の写真などにより、様々な情報を相互に関連付けるための興味深い情報を入手可能となっている⁶⁶。

第3に、BMDは、発射された核の脅威から最終的に防衛するとともに、普段からは脅威国に対して核攻撃は成功しないことをメッセージングする「拒否的抑止」の観点で重要なものであり、NATOの恒久的な任務の一つとされる⁶⁷。BMDは「SNOWCAT」と同様に、非核保有国が積極的に参加できる抑止力であるとともに、「核共有」や「SNOWCAT」と違い、有志というレベルで参加するものではなく、NATO各国が全体で取り組むことで発揮される抑止力と言える。それは、核兵器の瞬間的な威力そのものだけでなく、放射能汚染という核兵器が投下された国以外への被害が予想され、

⁶⁵ “NATO Nuclear Policy in a Post-INF World,” NATO, September 9, 2019, last updated September 10, 2019, www.nato.int/cps/en/natohq/opinions_168602.htm.

⁶⁶ Cenciotti, “NATO’s Annual Nuclear Strike Exercise Underway in Southern Europe.”

⁶⁷ NATO, *Factsheet: NATO Ballistic Missile Defense*.

一国の問題ではなくなる。その証拠に、米国による EAPP が発表され、非核保有国を含む欧州各国への BMD アセットの設置計画も存在している。また、前節でも述べたが、BMD は、発射された核兵器を完全に排除することは非常に困難である。すなわち、非核保有国による米国の BMD 能力を可能な限り補完し、「拒否的抑止力」の信頼性をより完成に近づける最も重要な分野であるといえる。

これまで、「核共有」、「SNOWCAT」及び BMD に関して非核保有国の貢献や役割について述べてきた。非核保有国による核抑止への貢献は NATO の「核戦力、通常戦力及びミサイル防衛能力を適切に組み合わせることにより、NATO の抑止力と防衛力の信頼性を確保し、紛争と戦争を防止するための NATO の全体的な戦略の中心」⁶⁸、という理念を達成するために様々な貢献と役割があることが分かる。そして核抑止は、同盟国内におけるコミュニケーションと能力と決意の組み合わせである⁶⁹、ということになるだろう。核抑止の中での非核保有国は同盟国が提供する拡大核抑止の効果を最大限とするために、これを補完することによって NATO の同盟としての強化を図るための貢献や役割があるものと言える。

⁶⁸ “NATO’s Nuclear Deterrence Policy and Forces.”

⁶⁹ Mattelaer, “Nuclear Sharing and NATO as a ‘Nuclear Alliance,’” p. 127.

表 2 NATO における各国の核抑止への貢献

項目	関係国	主な活動概要
核共有	米国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同盟の安全に対する究極の保証 ・ 非核保有国たる欧州への核備蓄 ・ 英国とともに核使用決定権 ・ NPG 構成国としての核使用承認
	英国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同盟を通じ、保有する核による核抑止への貢献 ・ 米国とともに核使用決定権 ・ NPG 構成国としての核使用承認
	ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国から提供を受けた核備蓄 ・ DCA による備蓄核の使用 ・ NPG 構成国としての核使用承認
SNOWCAT	チェコ、デンマーク、ギリシャ、ハンガリー、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非核保有国の通常戦力たる航空機による DCA の任務を達成するための各種支援 (DCA の護衛、空中給油、敵の防衛網の制圧、捜索救難)
BMD	全 NATO 加盟国	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての NATO 加盟国による資産を統合 ・ 米国計画の EPAA に基づき段階的に欧州における BMD 能力を発展 (例: BMD レーダー設置 (トルコ)、イージス・アショア設置 (ルーマニア及びポーランド)、指揮センター設置 (ドイツ))

※フランスは核保有国だが NPG には参加しておらず、同盟を通じ、保有する核による核抑止への貢献のみである。

(出所) NATO, *NATO 2022 Strategic Concept*; NATO, *Factsheet: NATO's Nuclear Sharing Arrangements*; Center for Arms Control and Non-Proliferation, *Factsheet: U.S. Nuclear Weapons in Europe*; NATO, "Ballistic Missile Defense"; NATO, *Factsheet: NATO Ballistic Missile Defense* を元に筆者作成。

おわりに

「Can one ask one's ally to do what one is not, as a matter of principle, willing to do for oneself?」⁷⁰

上記英文は、「原則として、味方に対して自分がしたくないことをするように頼むことはできるのか」ということだが、核抑止における役割や貢献に関して、大小あるにしても同盟国すべてが負担することが必要であることは一般論として適当であろう。米国も、同盟国が一般的な防衛に貢献する限り同盟国の安全を保証するというように⁷¹、一方的な受益者であろうとする限り安全保障は成立しないことを示している。これは、核抑止には米国の核兵器に頼るところは極めて大きいものの、米国一国で完全な抑止体制が構築できるわけではない以上、自明である。同盟国にはリスクの負担が求められ、米国もそれを求めている⁷²。特に、非核保有国は核兵器を保有しておらず、自ら核兵器による核抑止を図ることはできない。ここで、非核保有国は米国の拡大核抑止の効果を最大限に引き出すためにその役割を果たすことが求められている。

本稿では、NATO 諸国の例から見る非核保有国の役割や貢献の実情について検証した。NATO の例から見ても、非核保有国が核抑止のために様々な貢献をしていることが理解できる。

一方で、東アジア、特に、我が国と米国との間の同盟関係ではどうだろうか。我が国の国家防衛戦略では、「核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、・・・(中略)・・・防衛目標を達成するための我が国自身の努力と、米国の拡大抑止等が相まって、あらゆる事態から我が国を守り抜く」としている⁷³。さらに、「核抑止力を中心とした米国の拡大抑止が信頼でき、強靱なものであり続けることを確保するため、日米間の協議を閣僚レベルのものも含めて一層活発化・深化させる」としている⁷⁴。日米安保条約では、米国に我が国の防衛義務があるがその対象は第 5 条で「日本国の施政の下にある領域」であることが条件となっている。米国としても相対的な国力低下が進む状況下で、我が国の防衛に

⁷⁰ Ibid., p. 131.

⁷¹ Larsen, “US Allies and Nuclear Weapons Cooperation,” pp. 47-48.

⁷² Ibid.

⁷³ 『国家防衛戦略について』2022 年(令和 4 年)12 月 16 日、国家安全保障会議決定、同日閣議決定、7 頁。

⁷⁴ 同上、14 頁。

我が国自身の努力に期待されることは間違いない。2022 年 5 月、日米首脳会談が行われ、岸田総理が我が国の防衛力を抜本的に強化し、その裏付けとして防衛費の増額を言及し、バイデン大統領はこれに対して強い支持を表明している⁷⁵。

NATO と東アジアの拡大抑止のモデルの最も大きな相違は、NATO には「NPG」と呼ばれる高度に制度化されたメカニズムが存在する一方で、日米間では、同様のメカニズムが欠落しているという点である⁷⁶。当然、唯一の被爆国で非核三原則を掲げる我が国にとって「NPG」で協議される「核共有」のように、核兵器が自国領域内に存在し我が国のアセットが直接核兵器を運用することは、政治的・世論的に極めて高すぎるハードルであり、またこのようなメカニズムが本当に必要なか否か、厳密な議論が必要である。一方、日米間では毎年実施されている「日米拡大抑止協議」が存在し、最近では 2022 年 6 月、米国のキングスベイ海軍基地において本協議が開催され、拡大抑止について軍備管理、不拡散、通常戦力及びミサイル防衛等について協議をしている⁷⁷。

また、近年では米軍の戦略爆撃機と我が国の戦闘機による共同飛行訓練も実施しており、2021 年 9 月、我が国周辺空域において米空軍 B-52 戦略爆撃機 2 機と航空自衛隊の F-15 及び F-2 戦闘機 14 機が共同訓練を実施している⁷⁸。このように、既に日米共同の枠組みで核兵器搭載可能な米空軍戦略爆撃機との共同飛行が実施されており、これらは編隊飛行訓練や各種戦術訓練として発表されているが、見る者にとっては NATO の「SNOWCAT」に類似の形態であるともいえるだろう⁷⁹。

さらに BMD は、我が国は最も主体的に自国で強化していかなければならない分野である。我が国には各地に在日米軍 (USFJ) が所在し、日米同盟を円滑にする上で重要な役割を果たしている。我が国を弾道ミサイルか

⁷⁵ 「報道発表『日米首脳会談』」外務省、2022 年 5 月 23 日、
www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page3_003322.html。

⁷⁶ Michito Tsuruoka, “US Nuclear Weapons and US Alliances in North-East Asia,” Frühling and O’Neil, *Alliance, Nuclear Weapons and Escalation*, p. 135.

⁷⁷ 「報道発表『日米拡大抑止協議』」外務省、2022 年 6 月 24 日、
www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009407.html。

⁷⁸ 「報道発表資料『米軍との共同訓練の実施について』」航空自衛隊、2022 年 9 月 23 日、
www.mod.go.jp/asdf/news/houdou/R3/20210923.pdf。

⁷⁹ 少しさかのぼるがテレ朝 News は 2017 年 8 月 22 日、空自 F-15 戦闘機と米軍 B-52 戦略爆撃機が共同訓練した際、「核搭載できる米爆撃機と共同訓練 今日まで公表せず」と表現している。『テレ朝 News』2017 年 11 月 21 日、
news.tv-asahi.co.jp/news_politics/articles/000115008.html。

ら防衛することの意思表示により拒否的抑止を効かせることは、直接自国を守るだけでなく USFJ を守ることにもなり、ひいては日米共同による所要の作戦遂行に直接貢献するものといえる。神保が述べているように、「情勢緊迫時に米軍に対するミサイルの脅迫の効果を局限することは、USFJ の柔軟な戦闘作戦行動を保証することに寄与する・・・(中略)・・・日本の BMD 配備はこうした視点から戦略的に日米同盟を補強する効果をもたらす」ということになる⁸⁰。

短期間に安全保障環境が変化する中、核抑止の方策にも変化が表れてくるだろう。我が国も、米国の拡大核抑止は必須であることは疑いないが、それを最大限に発揮させるためにも非核保有国たる我が国としても常に模索していくことは必ず求められるであろうし、「拡大抑止の信頼性」を維持し、高めるためには、我が国自身の防衛の意思があつてこそではないかと考える。そして、このことは核に関する関心が高まっている中、広く議論されていくべきではないだろうか。

⁸⁰ 神保「弾道ミサイル防衛 (BMD) と日米同盟」12 頁。